

## 垂井こども園乳児等通園支援事業所 重要事項説明書

乳児等通園支援の提供開始にあたり、当事業所があなたに説明すべき内容は、次のとおりです。

### 1 当園の施設運営主体

事業者の名称	垂井町
事業者の所在地	垂井町宮代2957番地の11
事業者の連絡先	電話番号 (0584) 22-1151 FAX (0584) 22-5180
代表者氏名	垂井町長 早野 博文

### 2 当園の施設概要

種 別	乳児等通園支援事業 一般型			
名 称	垂井こども園 乳児等通園支援事業所			
所 在 地	垂井町1007番地の1			
連 絡 先	電話番号・FAX (0584)22-0217			
施設管理者	園長 後藤 真弓			
開設年月日	令和8年4月1日			
利用定員	0歳児	1歳児	2歳児	合計
	1人	1人	1人	3人

### 3 当園における施設・設備の概要

#### (1) 施設

敷 地	敷地面積	5590.25 m <sup>2</sup>
	園庭面積	1037.16 m <sup>2</sup>
園 舎	建 築 年	平成30年
	構 造	鉄骨造 2階建て
	建物面積	1728.26 m <sup>2</sup>

※ 乳児等通園支援事業の保育は、主として「乳児等通園支援保育室」で実施します。  
園庭その他の共用スペースについては、園の保育運営の範囲内で必要に応じて利用します。

#### (2) 主な設備

設 備	部屋数等
乳児室又はほふく室	1室
保 育 室	8室
乳児等通園支援保育室	1室
遊 戯 室	1室
プレイルーム	1室
交流スペース	有
子育て支援センター	有
ことばの教室	無
一時的保育室	有

厨 房	有
調 乳 設 備	有
沐 浴 設 備	有
屋 外 遊 戯 場	有
プ ー ル	有
幼 児 用 ト イ レ	有
乳 児 用 ト イ レ	有
事 務 室	1 室
職 員 用 便 所	有

#### 4 施設の目的、運営方針

目 的	すべてのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備すること。また、すべての子育て家庭に対し、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を提供する。
運 営 方 針	<p>1. 一人一人の子どもの状況や家庭及び地域社会での生活の実態を把握するとともに、子どもが安心感と信頼感をもって活動できるよう、子どもの主体としての思いや願いを受け止める。</p> <p>2. 子どもの生活のリズムを大切に、健康、安全で情緒の安定した生活ができる環境や、自己を十分に発揮できる環境を整える。</p> <p>3. 子どもの発達について理解し、一人一人の発達過程に応じて保育する。</p>

#### 5 当園の職員体制（令和8年4月1日時点）

職 種	員 数
管理者	1 人（常勤）
保育士	2 人 （常勤専従1名、非常勤及び兼任1名）

#### 6 乳児等通園支援事業を提供する日

開 園 日	月曜日から金曜日まで
休 園 日	土曜日、日曜日、年末年始（12月29日から1月3日）及び祝祭日

※災害その他特別の事情があるときは、乳児等通園支援事業の提供を行わない場合があります。

#### 7 乳児等通園支援事業を提供する時間

- (1) 午前9時30分～午前11時30分
- (2) 午後1時30分～午後3時30分

#### 8 当事業所の利用料金及び支払方法

- (1) 利用料 こども1人につき1区分あたり600円
- (2) 支払方法 1ヶ月分の利用料を、利用翌月に町発行の納付書にて支払い。
- (3) 事業所が定める期日までに利用の取消し（キャンセル）の連絡がなかった場合は、

当該時間区分を利用したものと取り扱う場合があります。

## 9 当事業所の提供する乳児等通園支援事業の内容

児童福祉法、子ども・子育て支援法その他関係法令等を遵守し、保育所保育指針に準じるとともに、乳児等通園支援事業の特性に留意して乳児等通園支援を提供します。  
また、利用乳幼児及びその保護者の心身の状況等に応じた支援を行います。

(以下、10から16の事項については「こども誰でも通園制度利用のしおり」のとおりです。)

- 10 利用開始までの手続きについて
- 11 予約とキャンセルについて
- 12 服装について
- 13 持ち物について
- 14 感染症に伴う「登園停止」について
- 15 気象等警報発令時における防災体制について

## 16 利用の制限

利用乳幼児の健康状態が集団保育に適さないと認められる場合、又は園の安全管理上支障があると認められる場合には、当該日の利用をお断りすることがあります。

## 17 利用の中止

天災、感染症の流行その他やむを得ない事情により、乳児等通園支援事業の提供が困難と判断した場合には、当該事業の提供を中止することがあります。この場合、当園は保護者へ速やかに連絡します。

## 18 利用の終了

次のいずれかに該当する場合には、乳児等通園支援事業の利用を終了することがあります。

- (1) 保護者から利用終了の申し出があった場合
- (2) 乳児等支援給付の支給認定が取り消された場合
- (3) その他、事業の適切な運営が困難であると認められる場合

## 19 緊急時における対応

当園は、乳児等通園支援の提供中に、園児の健康状態の急変、その他緊急事態が生じたときは、園児の保護者の方があらかじめ指定した緊急連絡先に連絡します。また、園児の主治医に相談する等の措置を講じます。

保護者と連絡が取れない場合には、園児の身体の安全を最優先させ、当園が責任を持って、しかるべき対応を行いますので、あらかじめご了承ください。

### <近隣の緊急連絡先>

垂井警察署	電話番号 (0584) 22-0110
不破消防組合 消防本部	電話番号 (0584) 23-2030
垂井町役場子育て推進課 子育て支援係	電話番号 (0584) 22-7507

## 20 非常災害時の対策

非常災害に関する具体的な計画を立て、防火管理者を定めています。

非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、毎月1回以上避難及び消火、救出その他必要な訓練を実施しています。

非常時の対応	別途に定める、消防計画書により対応いたします。
防火管理者	後藤 真弓

#### 21 事故発生時の対応

当園は、乳児等通園支援事業の提供中に事故が発生した場合には、利用乳幼児の安全を最優先に必要な措置を講じるとともに、速やかに保護者へ連絡を行います。

また、必要に応じて医療機関への受診等の対応を行います。

事故の状況及び対応については記録を作成し、再発防止に向けた必要な措置を講じます。

#### 22 損害賠償

当園は、乳児等通園支援事業の提供にあたり、当園の責めに帰すべき事由により利用乳幼児又は保護者に損害を与えた場合には、関係法令に基づき適切に対応します。

#### 23 苦情相談窓口

要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

相談・苦情受付担当者	加納 栄美子・伊藤 知香	
相談・苦情解決責任者	後藤 真弓	
第三者委員	臼井 真由美	電話番号（0584）23-0329
	浦野 真由美	電話番号（0584）23-5022
	中村 輝子	電話番号（0584）22-0293

※当園では、上記のほか、園内に要望・苦情等に係る投函箱を設置しています。

#### 24 個人情報の取り扱い

当園は、その業務上知り得た園児又は支給認定保護者及びその家族の個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他関係法令等を遵守し、適正に取り扱います。また、当該個人情報については、以下の目的のために必要最小限の範囲内において使用します。

- （1）保育・教育施設等へ入園する場合、その他きょうだいが別の施設等に在籍する場合において、他の施設との間で必要な連絡調整を行うこと。
- （2）緊急時において、病院その他関係機関に対し必要な情報提供を行うこと。

#### 25 虐待防止のための措置

- （1）当園は、当園を利用する子どもの人権擁護・虐待の防止のために必要な体制を整備し、職員による虐待等の行為の禁止、虐待防止や人権に関する啓発のための職員研修の実施など、児童虐待防止に必要な措置を講じます。
- （2）職員または養育者による子どもへの虐待を発見した場合には、児童虐待の防止等に関する法律の定めに従い、町・児童相談所等の適切な機関に通報します。

#### 26 その他

この重要事項説明書に定めるもののほか、入園や利用に当たっての詳細な留意事項等について

は、別に作成している「こども誰でも通園制度利用のしおり」においても提示しています。